

令和6年度高知医療センター磁気共鳴断層撮影装置等一括保守業務仕様書

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している磁気共鳴断層撮影装置等一括の保守業務を実施することにより、装置の正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 対象機器

下記の機器について、代理店等を通じて保守を行うこと。仕様の詳細については、別添を参照すること。

	機器名称	型式	メーカー	代理店等
1	磁気共鳴断層撮影装置	Signa HDxt Optima Edition1.5T	GEヘルスケア・ジャパン(株)	GEヘルスケア・ジャパン(株)
2	磁気共鳴断層撮影装置	Discovery MR750w Expert 3.0T Optima MR360 Advance 16ch	GEヘルスケア・ジャパン(株)	GEヘルスケア・ジャパン(株)
3	X線CT装置(AquilionCXL)	TSX-101A/QA	キヤノンメディカルシステムズ(株)	キヤノンメディカルシステムズ(株)
4	X線CT装置(AquilionONE)	TSX-301A/4A	キヤノンメディカルシステムズ(株)	キヤノンメディカルシステムズ(株)
5	X線CT装置(AquilionLB)	TSX-201A/3A	キヤノンメディカルシステムズ(株)	キヤノンメディカルシステムズ(株)
6	多目的デジタルX線TVシステム (2台)	DREX-UI80/06	キヤノンメディカルシステムズ(株)	キヤノンメディカルシステムズ(株)
7	IVR-CT装置	Artis zee TA ・SOMATOMDefinition AS 64	シーメンスヘルスケア(株)	(株)シーメック
8	血管撮影装置	Artis Q TA	シーメンスヘルスケア(株)	(株)シーメック
9	画像読取装置 (FPD CALNEO)	DR CALNEO	富士フイルムメディカル(株)	富士フイルムメディカル(株)
10	一般X線撮影装置(3台)	RADspeed Pro	島津メディカルシステムズ(株)	島津メディカルシステムズ(株)
11	PET-CT装置	Biograph mCT Flow20	シーメンスヘルスケア(株)	(株)シーメック
12	SPECT-CT装置	Symbia Intevo16	シーメンスヘルスケア(株)	(株)シーメック
13	血管撮影装置	Azurion 7 B12/12	(株)フリップス・ジャパン	(株)シーメック
14	血管撮影装置	Azurion 7 B20/15	(株)フリップス・ジャパン	(株)シーメック

磁気共鳴断層撮影装置 (SignaHDxtOptimaEdition1.5T) の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している磁気共鳴断層装置 (SignaHDxtOptimaEdition1.5T) の保守業務を実施することにより、正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

磁気共鳴断層装置 (SignaHDxtOptimaEdition1.5T) 1台 システムNo. YM1711

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務 (4回/年)

① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を乙の定める保守点検報告書に基づき、年4回実施すること。

② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目	3回目	4回目
点検時期	令和6年6月	令和6年9月	令和6年12月	令和7年3月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) リモートメンテナンス

(3) 遠隔アプリケーショントレーニングサービス

4 費用負担

保守点検業務に係る点検作業費用、点検機器維持・管理費、整備記録作成費及び定期点検交換推奨部品費等すべての費用は委託料に含むものとする。ただし、修理作業費用、定期点検交換推奨部品以外の使用部品、プリンター用紙等の消耗品は別途有償とする。

5 メーカー、ディーラーの対応日時

定期点検作業には甲の要請により、乙は原則として次の時間帯において出張対応を実施するものとする。

月曜日から金曜日まで (ただし、乙の指定休日は除く) 9:00~22:00

6 免責について

乙の責に帰すことの出来ない次の事由について、乙は本契約に関する責任を免れるものとする。

- (1) 火災、地震、落雷、風水害、塩害、ガス害、その他天災地変や異常電圧によって発生した故障、損傷
- (2) 契約対象外の装置の影響による故障、損傷
- (3) 乙の認定する者以外による故障、損傷
- (4) 操作上の誤り、又は設置条件の不適による故障、損傷
- (5) 甲の依頼による機器の改造、又は移設費用
- (6) ソフトウェアに関する事項
- (7) メーカーの認定する者以外による定期点検、修理によって生じた故障、損傷

7 その他

- (1) 次に掲げる事項は本契約の対象外とする。ただし、甲が以下の保守点検及び修理を乙に依頼した場合、乙所定特別料金で行われることがある。

① 附属他社製品の保守

② 代替機器の貸出し

- (2) 損害賠償は保守契約金額を上限とする。

磁気共鳴断層撮影装置（2機種）の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している磁気共鳴断層撮影装置 MR システム（2機種）の保守業務を実施することにより、正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

磁気共鳴断層装置 (OptimaMR360Advance16ch)	1台	システム No. PC0231
磁気共鳴断層装置 (DiscoveryMR750wExpert3.0T)	1台	システム No. EM0274

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務（4回/年）

① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を乙の定める保守点検報告書に基づき、年4回実施すること。

② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目	3回目	4回目
点検時期	令和6年5月	令和6年8月	令和6年11月	令和7年2月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) 緊急修理保守サービス

(3) オプションコイル

OptimaMR360Advance16ch

- ①1.5T Flex Coil Large
- ②1.5T Flex Coil Small
- ③HD Knee フェイズドアレイコイル
- ④HD ブレストアレイコイル
- ⑤HDx ボディアレイコイル 1.5T
- ⑥HDx ヘッドネックスパインアレイコイル 1.5T

DiscoveryMR750wExpert3.0T

- ①3.0T GEM HNU DV24.0
- ②3.0T GEM Posterior Array
- ③3.0T GEM Anterior Array
- ④GEM 3T 8ch ブレストアレイコイル
- ⑤GEM 3T 8ch ニーアレイコイル
- ⑥GEM Flex Ciok (Premium)

(4) リモートメンテナンス

(5) 遠隔アプリケーショントレーニングサービス

4 費用負担

保守点検業務に係る修理作業費用、点検機器維持・管理費、整備記録作成費及び定期点検交換推奨部品費等すべての費用は委託料に含むものとする。ただし、液体ヘリウムガス、プリンター用紙等の消耗品及び補用品は別途有償とする。

5 メーカー、ディーラーの対応日時

- (1) 乙による本件業務は、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（毎年12月30日から1月4日まで）を除く平日（以下指定平日という）の9時から22時の範囲で、甲乙間で事前に協議し合意した時期とする。
- (2) 乙による本件業務の受付時期は、指定平日の0時から24時の範囲とする。
- (3) コール受付 365日 24時間
- (4) 障害復旧作業 365日 24時間

6 免責について

乙の責に帰すことの出来ない次の事由について、乙は本契約に関する責任を免れるものとする。

- (1) 火災、地震、落雷、風水害、塩害、ガス害、その他天災地変や異常電圧によって発生した故障、損傷
- (2) 契約対象外の装置の影響による故障、損傷
- (3) 乙の認定する者以外による故障、損傷
- (4) 操作上の誤り、又は設置条件の不適による故障、損傷
- (5) 甲の依頼による機器の改造、又は移設費用
- (6) ソフトウェアに関する事項
- (7) メーカーの認定する者以外による定期点検、修理によって生じた故障、損傷

7 その他

- (1) 次に掲げる事項は本契約の対象外とする。ただし、甲が以下の保守点検及び修理を乙に依頼した場合、乙所定特別料金で行われることがある。
 - ① 附属他社製品の保守
 - ② 代替機器の貸出し
- (2) 損害賠償は保守契約金額を上限とする。

X 線 CT 装置 (AquilionCXL) の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している X 線 CT 装置 (AquilionCXL) の保守業務を実施することにより、正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

X 線 CT 装置 (AquilionCXL) TSX-101A/QA 1 台 S/N : QAA1322240

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務 (4 回/年)

① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を乙の定める保守点検報告書に基づき、年 4 回実施し、必要な部品を交換すること。なお、交換された旧部品及び装置は甲の確認を受けた後、乙の所有に属する。

② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目	3回目	4回目
点検時期	令和6年5月	令和6年8月	令和6年11月	令和7年2月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) 緊急修理対応業務

(3) リモートメンテナンス

4 費用負担

(1) 保守点検業務に係る修理作業費用及び定期交換部品はすべて委託料に含むものとする。

(2) 点検時及び修理時に発生した修理部品費は有償とする。

(3) 他社装置及び周辺機器、メディア等は業務委託対象外とする。

5 メーカー、ディーラーの対応日時

(1) 平日（月曜日から金曜日 ※ただし、国民の休日及び年末年始を含む指定休日は除く。）

9:00～17:30

(2) 甲の依頼により乙が前項に定める時間以外に行う場合は、その条件を甲乙協議のうえ定める。

6 免責について

(1) 次の各号に該当する本装置の不具合については、乙は本契約における保守の責任は負わないものとする。

① 火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力による不具合

② 乙が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取り扱いの不備、甲の操作上の故意又は過失により発生した不具合

③ 乙または乙の指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合

④ 乙が指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合

⑤ 乙が指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、又は契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合

⑥ 本装置納入後 1 年を経過したソフトウェアの瑕疵による不具合

⑦ 記録媒体・消耗品の保管不備に起因した不具合

(2) 次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、乙は甲の依頼に基づき別途有償にて対応する。

① 本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置に移動、据付、調整

② ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の交換

(3) 乙が本契約に基づいて保守を行うために、甲が本装置を使用出来ないことにより生じる乙の逸失利

益等の損害について乙は責任を負わない。

- (4) 特殊な部品であるため乙が速やかに部品調達することが困難であったり、乙の保守の作業予定期間中に甲が本装置を使用する等の甲側の事情が存在するなど、乙にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合乙は責任を負わない。この場合、甲乙協議のうえ改めて保守の作業期日を定める。
- (5) 乙の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、乙は責任を負わないものとする。

X線CT装置(AquilionONE)の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置しているX線CT装置(AquilionONE)の保守業務を実施することにより、正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

X線CT装置(AquilionONE) TSX-301A/4A 1台 S/N:4AB1322080

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務(4回/年)

① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を乙の定める保守点検報告書に基づき、年4回実施し、必要な部品を交換すること。なお、交換された旧部品及び装置は甲の確認を受けた後、乙の所有に属する。

② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目	3回目	4回目
点検時期	令和6年5月	令和6年8月	令和6年11月	令和7年2月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) 緊急修理対応業務

(3) リモートメンテナンス

4 費用負担

(1) 保守点検業務に係る修理作業費用及び定期交換部品はすべて委託料に含むものとする。

(2) 点検時及び修理時に発生した修理部品費は有償とする。

(3) 他社装置及び周辺機器、メディア等は業務委託対象外とする。

5 メーカー、ディーラーの対応日時

(1) 平日(月曜日から金曜日)※ただし、国民の休日及び年末年始を含む指定休日は除く。)

9:00~17:30

(2) 甲の依頼により乙が前項に定める時間以外に行う場合は、その条件を甲乙協議のうえ定める。

6 免責について

(1) 次の各号に該当する本装置の不具合については、乙は本契約における保守の責任は負わないものとする。

① 火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力による不具合

② 乙が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取り扱いの不備、甲の操作上の故意又は過失により発生した不具合

③ 乙または乙の指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合

④ 乙が指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合

⑤ 乙が指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、又は契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合

⑥ 本装置納入後1年を経過したソフトウェアの瑕疵による不具合

⑦ 記録媒体・消耗品の保管不備に起因した不具合

(2) 次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、乙は甲の依頼に基づき別途有償にて対応する。

① 本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置に移動、据付、調整

② ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の交換

(3) 乙が本契約に基づいて保守を行うために、甲が本装置を使用出来ないことにより生じる乙の逸失利

益等の損害について乙は責任を負わない。

- (4) 特殊な部品であるため乙が速やかに部品調達することが困難であったり、乙の保守の作業予定期間中に甲が本装置を使用する等の甲側の事情が存在するなど、乙にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合乙は責任を負わない。この場合、甲乙協議のうえ改めて保守の作業期日を定める。
- (5) 乙の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、乙は責任を負わないものとする。

X線CT装置(AquilionLB)の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置しているX線CT装置(AquilionLB)の保守業務を実施することにより、正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

X線CT装置(AquilionLB) TSX-201A/3A 1台 S/N:3AA14Y2049

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務(2回/年)

① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を乙の定める保守点検報告書に基づき、年2回実施し、必要な部品を交換すること。なお、交換された旧部品及び装置は甲の確認を受けた後、乙の所有に属する。

② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目
点検時期	令和6年9月	令和7年3月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) 緊急修理対応業務

(3) リモートメンテナンス

4 費用負担

(1) 保守点検業務に係る修理作業費用及び定期交換部品費等すべての費用を委託料に含むものとする。

(2) 点検時及び修理時に発生した修理部品費は有償とする。

(3) 他社装置及び周辺機器、メディア等は業務委託対象外とする。

5 メーカー、ディーラーの対応日時

(1) 平日(月曜日から金曜日)※ただし、国民の休日及び年末年始を含む指定休日は除く。)

9:00~17:30

(2) 甲の依頼により乙が前項に定める時間以外に行う場合は、その条件を甲乙協議のうえ定める。

6 免責について

(1) 次の各号に該当する本装置の不具合については、乙は本契約における保守の責任は負わないものとする。

① 火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力による不具合

② 乙が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取り扱いの不備、甲の操作上の故意又は過失により発生した不具合

③ 乙または乙の指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合

④ 乙が指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合

⑤ 乙が指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、又は契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合

⑥ 本装置納入後1年を経過したソフトウェアの瑕疵による不具合

⑦ 記録媒体・消耗品の保管不備に起因した不具合

(2) 次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、乙は甲の依頼に基づき別途有償にて対応する。

① 本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置に移動、据付、調整

② ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の交換

(3) 乙が本契約に基づいて保守を行うために、甲が本装置を使用出来ないことにより生じる乙の逸失利

益等の損害について乙は責任を負わない。

- (4) 特殊な部品であるため乙が速やかに部品調達することが困難であったり、乙の保守の作業予定期間中に甲が本装置を使用する等の甲側の事情が存在するなど、乙にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合乙は責任を負わない。この場合、甲乙協議のうえ改めて保守の作業期日を定める。
- (5) 乙の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、乙は責任を負わないものとする。

多目的デジタルX線TVシステムの保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している多目的デジタルX線TVシステムの保守業務を実施することにより、正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

- (1) 多目的デジタルX線TV装置 DREX-UI80/06 (1階01透視撮影室) S/N: 06A15Z2009 1台
- (2) 多目的デジタルX線TV装置 DREX-UI80/06 (3階12X線TV室) S/N: 06A1612011 1台

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務

- ① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を年2回実施すること。なお、保守業務により交換された旧部品及び装置は甲の確認を受けた後、乙の所有に属する。
- ② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目
点検時期	令和6年7月	令和7年1月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) 緊急修理対応業務

4 費用負担

- (1) 保守点検業務に係る修理作業費用及び定期交換部品はすべて委託料に含むものとする。
- (2) 点検時及び修理時に発生した修理部品費は有償とする。
- (3) 周辺機器及びメディア等消耗品は業務対象外とする。

5 メーカー、ディーラーの対応日時

- (1) 平日（月曜日から金曜日 ※ただし、国民の休日及び年末年始を含む指定休日は除く。）
9:00～17:30
- (2) 甲の依頼により乙が前項に定める時間以外に行う場合は、その条件を甲乙協議のうえ定める。

6 免責について

- (1) 次の各号に該当する本装置の不具合については、乙は本契約における保守の責任は負わないものとする。
 - ① 火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力による不具合
 - ② 乙が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取り扱いの不備、甲の操作上の故意又は過失により発生した不具合
 - ③ 乙または乙の指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合
 - ④ 乙が指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合
 - ⑤ 乙が指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、又は契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合
 - ⑥ 本装置納入後1年を経過したソフトウェアの瑕疵による不具合
 - ⑦ 記録媒体・消耗品の保管不備に起因した不具合
- (2) 次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、乙は甲の依頼に基づき別途有償にて対応する。
 - ① 本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置に移動、据付、調整。
 - ② ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の交換。
- (3) 乙が本契約に基づいて保守を行うために、甲が本装置を使用出来ないことにより生じる乙の逸失利益等の損害について乙は責任を負わない。

- (4) 特殊な部品であるため乙が速やかに部品調達することが困難であったり、乙の保守の作業予定期間中に甲が本装置を使用する等の甲側の事情が存在するなど、乙にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合乙は責任を負わない。この場合、甲乙協議のうえ改めて保守の作業期日を定める。
- (5) 乙の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、乙は責任を負わないものとする。

IVR-CT 装置の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している IVR-CT 装置の保守業務を実施することにより、装置の正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

- ・アンギオ装置「Artis zee TA」 1台
- ・CT 装置「SOMATOM Definition AS64」 1台

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務（2回/年）

- ① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を、乙の定める保守点検報告書に基づき、年2回実施し、必要な部品を交換すること。（土曜日）
- ② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目
点検時期	令和6年8月	令和7年2月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) リモート診断

- (3) Evolve プログラム (CPU 及び SW アップグレード) ただし、CPU のアップグレードは CT 装置を対象とし、導入後 3 年を目途として 1 回のみの実施とする。

4 費用負担

- ① 保守点検業務に係る修理作業費用及び交換部品費等を有償とする。
- ② 造影剤注入装置等の他社製周辺機器は業務委託対象外とする。

5 本件業務の対応時間

- ① 乙による本件業務の受付時期は、指定平日の 0 時から 24 時までの範囲とする。
- ② コール受付 365 日 24 時間（コールセンター対応）

6 免責について

乙の責に帰すことの出来ない次の事由について、乙は本契約に関する責任を免れるものとする。

- ① 火災、地震、落雷、風水害、塩害、ガス害、その他天災地変や異常電圧によって発生した故障、損傷
- ② 契約対象外の装置の影響による故障、損傷
- ③ 乙の認定する者以外による故障、損傷
- ④ 操作上の誤り、又は設置条件の不適による故障、損傷
- ⑤ 甲の依頼による機器の改造、又は移設費用
- ⑥ ソフトウェアに関する事項
- ⑦ メーカーの認定する者以外による定期点検、修理によって生じた故障、損傷

7 その他

- ① 次に掲げる事項は本契約の対象外とする。ただし、甲が以下の保守点検及び修理を乙に依頼した場合、乙所定特別料金で行われることがある。
 - ① 附属他社製品の保守
 - ② 代替機器の貸出し
- ② 損害賠償は保守契約金額を上限とする。

血管撮影装置の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している血管撮影装置の保守業務を実施することにより、装置の正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

- ・アンギオ装置『Artis Q TA』

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務（2回/年）

- ① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を、乙の定める保守点検報告書に基づき、年2回実施し、必要な部品を交換すること。（土曜日）
- ② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目
点検時期	令和6年5月	令和6年11月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) リモート診断

(3) Evolve プログラム（SW アップグレード）

4 費用負担

(1) 保守点検業務に係る修理作業費用及び交換部品費等を有償とする。

(2) 造影剤注入装置等の他社製周辺機器は業務委託対象外とする。

5 本件業務の対応時間

(1) 乙による本件業務の受付時期は、指定平日の0時から24時までの範囲とする。

(2) コール受付 365日 24時間（コールセンター対応）

6 免責について

乙の責に帰すことの出来ない次の事由について、乙は本契約に関する責任を免れるものとする。

- （1）火災、地震、落雷、風水害、塩害、ガス害、その他天災地変や異常電圧によって発生した故障、損傷
- （2）契約対象外の装置の影響による故障、損傷
- （3）乙の認定する者以外による故障、損傷
- （4）操作上の誤り、又は設置条件の不適による故障、損傷
- （5）甲の依頼による機器の改造、又は移設費用
- （6）ソフトウェアに関する事項
- （7）メーカーの認定する者以外による定期点検、修理によって生じた故障、損傷

7 その他

(1) 次に掲げる事項は本契約の対象外とする。ただし、甲が以下の保守点検及び修理を乙に依頼した場合、乙所定特別料金で行われることがある。

- ① 附属他社製品の保守
- ② 代替機器の貸出し

(2) 損害賠償は保守契約金額を上限とする。

画像読取装置 (FPD CALNEO) の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している画像読取装置 (FPD CALNEO) の保守業務を実施することにより、正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

(機器内訳)

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) DR CALNEO HC SQ | 5 枚 |
| (2) DR CALNEO C 14×17 WL | 6 枚 |
| (3) DR CALNEO C mini SQ WL | 3 枚 |
| (4) DR CALNEO Smart G47 | 1 枚 |
| (5) Console Advance | 3 台 |
| (6) Console Advance (MOBILE) | 6 台 |
| (7) CALNEO Flex (小型AP・UB化) キット | 6 台 |
| (8) DR CALNEO HC (MP) | 6 台 |
| (9) DR CALNEO HC (MC) | 3 台 |
| (10) FCR XL-2 | 1 台 |
| (11) CALNEO SmartC77 | 1 台 |
| (12) DR-ID900CL | 1 台 |
| (13) CALNEO Flow G77 | 1 台 |

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務 (1回/年)

- ① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を所定の定期点検仕様に基づき、年1回実施し、必要な部品を交換すること。
- ② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目
点検時期	令和6年11月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) 緊急修理対応業務

※契約期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日までとする。

- (3) 「2対象機器」の(11)(12)はリモートサービス ASSISTA Management C(写損・トレンド・閲覧・出力)機能を含む

4 費用負担

定期保守点検業務に係る作業費用及び交換部品費等については委託料に含むものとする。

FPD の通常故障及びFPD 以外の商品 (バッテリを除く) は委託料に含むものとする。

ただし、(6)Console Advance (MOBILE) 6 台の交換部品費、LCD モニタの経時劣化によるコントラスト・輝度低下及び焼付きは保障の対象外とする。

甲による FPD の過失故障は次のとおりとする。

① 半額保障

DR CALNEO HC SQ 5 枚 設置場所 一般撮影室

② 1回まで全額保障

DR CALNEO C 14×17 WL	6枚	
設置場所 9階ポータブル・6階ポータブル・ICU・オペ室・一般撮影室		
DR CALNEO C mini SQ WL	3枚	設置場所 オペ室・NICU・一般撮影室
DR CALNEO Smart G47	1枚	設置場所 救急
CALNEO Smart C77	1枚	設置場所 一般撮影室
CALNEO Flow G77	1枚	設置場所 一般撮影室

5 メーカー、ディーラーの対応日時

- (1) 平日 (月曜日から金曜日 ※ただし、国民の休日及び年末年始を含む指定休日は除く。)
9:00～17:40
- (2) 甲の依頼により乙が前項に定める時間以外に行う場合は、その条件を甲乙協議のうえ定める。

6 保守点検の範囲外の内容

以下の事由による故障の修理は本契約業務の対象外とし、このうち乙が修理可能と判断したもの修理を行う場合は別途有償とする。

- ① 火災、風水害、地震、落雷等天災地変その他不可抗力に起因する場合
- ② 契約機器の取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱方法を著しく逸脱した使用に起因する場合等甲の操作上の故意又は過失により発生した不具合
- ③ 契約機器外から物理的、電気的ストレスを加えられたことに起因する場合
- ④ 乙の指定以外の保守部品、消耗品の使用に起因する場合
- ⑤ 乙または乙指定の者以外による仕様変更、修理に起因する場合

7 契約機器の管理責任

- (1) 契約機器の占有及び管理責任は甲に帰属し、日常の保守管理は甲がその責任において行うものとする。
- (2) 突発故障に起因するデータ及びアプリケーションソフトの消失その他の障害について、乙はその責任を負わないものとする。

一般X線撮影装置の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している一般X線撮影装置 RADspeed Pro の保守業務を実施することにより、正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 一般撮影装置 RADspeed Pro(1階2番 一般撮影室) | 1台 |
| (2) 一般撮影装置 RADspeed Pro(1階3番 一般撮影室) | 1台 |
| (3) 一般撮影装置 RADspeed Pro(1階4番 一般撮影室) | 1台 |

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務

- ① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備をX線高電圧発生装置は年2回、天井走行支持装置は年1回実施すること。なお、保守業務により交換された旧部品及び装置は甲の確認を受けた後、乙の所有に属する。
- ② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目 (X線高電圧発生装置)	2回目 (X線高電圧発生装置・ 天井走行支持装置)
点検時期	令和6年9月	令和7年3月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

■ 定期点検サービス休日対応 無

(2) 緊急修理対応業務

甲の依頼により、乙は対応する。24時間オンサイトサービス無の場合の修理サービス料金については別表、修理サービス料金表の保守契約装置(24時間オンサイトサービス無)の通りとする。

■ 24時間オンサイトサービス 有

4 費用負担

- (1) 保守点検業務に係る修理作業費用及び定期交換部品はすべて無償とする。
- (2) 点検時及び修理時に発生した単価5万円を超える修理部品費は有償とする。
- (3) 周辺機器及びメディア等消耗品は業務対象外とする。

5 メーカー、ディーラーの対応日時

- (1) 平日(月曜日から金曜日) ※ただし、国民の休日及び年末年始を含む指定休日は除く。)

9:00～17:30

- (2) 甲の依頼により乙が前項に定める時間以外に行う場合は、その条件を甲乙協議のうえ定める。

6 免責について

- (1) 次の各号に該当する本装置の不具合については、乙は本契約における保守の責任は負わないものとする。
- ① 火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力による不具合

- ② 乙が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取り扱いの不備、甲の操作上の故意又は過失により発生した不具合
 - ③ 乙または乙の指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合
 - ④ 乙が指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合
 - ⑤ 乙が指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、又は契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合
 - ⑥ 本装置納入後 1 年を経過したソフトウェアの瑕疵による不具合
 - ⑦ 記録媒体・消耗品の保管不備に起因した不具合
- (2) 次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、乙は甲の依頼に基づき別途有償にて対応する。
- ① 本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置に移動、据付、調整。
 - ② ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の交換。
- (3) 乙が本契約に基づいて保守を行うために、甲が本装置を使用出来ないことにより生じる乙の逸失利益等の損害について乙は責任を負わない。
- (4) 特殊な部品であるため乙が速やかに部品調達することが困難であったり、乙の保守の作業予定期間に甲が本装置を使用する等の甲側の事情が存在するなど、乙にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合乙は責任を負わない。この場合、甲乙協議のうえ改めて保守の作業期日を定める。
- (5) 乙の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、乙は責任を負わないものとする。

PET-CT 装置の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している PET-CT 装置の保守業務を実施することにより、装置の正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

- PET-CT 装置 BIOGRAPH mCT Flow 20-4R
- 読影支援システム syngo.via

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務（4回/年）

- ① 上記保守契約対象機器 (PET-CT) に対する点検及び整備を、乙の定める保守点検報告書に基づき、年4回実施すること。
- ② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目	3回目	4回目
点検時期	令和6年6月	令和6年9月	令和6年12月	令和7年3月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) リモート診断サービス

(3) オンサイトトレーニング（4回/年）

(4) syngo.via フルメンテナンス

定期点検（1回/年）

リモート診断サービス、オンコール

(5) 緊急故障対応

4 費用負担

定期保守点検業務に係る作業費用は契約内に含まれるものとする。ただし、定期点検時の交換部品、PET-CT 装置にかかる緊急故障時のオンコール作業費、修理に伴う交換部品、周辺機器保守については別途有償とする。

5 免責について

乙の責に帰すことの出来ない次の事由について、乙は本契約に関する責任を免れるものとする。

- (1) 火災、地震、落雷、風水害、塩害、ガス害、その他天災地変や異常電圧によって発生した故障、損傷
- (2) 契約対象外の装置の影響による故障、損傷
- (3) 乙の認定する者以外による故障、損傷
- (4) 操作上の誤り、又は設置条件の不適による故障、損傷
- (5) 甲の依頼による機器の改造、又は移設費用
- (6) ソフトウェアに関する事項
- (7) メーカーの認定する者以外による定期点検、修理によって生じた故障、損傷

SPECT-CT 装置の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している SPECT-CT 装置の保守業務を実施することにより、装置の正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

- SPECT-CT 装置 Symbia Intevo16

3 保守業務の内容

(1) 定期点検整備業務（2回/年）

① 上記保守契約対象機器に対する点検及び整備を、乙の定める保守点検報告書に基づき、年2回実施すること。

② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目
点検時期	令和6年7月	令和7年1月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

(2) リモート診断サービス

(3) オンサイトトレーニング（4回/年）

(4) 緊急故障対応

4 費用負担

定期保守点検業務に係る作業費用は契約内に含まれるものとする。ただし、定期点検時の交換部品、緊急故障時のオンコール作業費、修理に伴う交換部品、周辺機器保守については別途有償とする。

5 免責について

乙の責に帰すことの出来ない次の事由について、乙は本契約に関する責任を免れるものとする。

- (1) 火災、地震、落雷、風水害、塩害、ガス害、その他天災地変や異常電圧によって発生した故障、損傷
- (2) 契約対象外の装置の影響による故障、損傷
- (3) 乙の認定する者以外による故障、損傷
- (4) 操作上の誤り、又は設置条件の不適による故障、損傷
- (5) 甲の依頼による機器の改造、又は移設費用
- (6) ソフトウェアに関する事項
- (7) メーカーの認定する者以外による定期点検、修理によって生じた故障、損傷

血管撮影装置の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している血管撮影装置の保守業務を実施することにより、装置の正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

- ・アンギオ装置『Azurion 7 B12/12』

3 保守業務の内容

(1) 定期点検業務（2回/年）

- ① 上記保守契約対象機器に対し点検を、乙の定める保守点検報告書に基づき、年2回実施すること。
- ② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目
点検時期	令和6年5月	令和6年11月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

- (2) リモート:含む（テクニカルリモートサービス）
- (3) 点検作業のみ

4 費用負担

- (1) 点検作業費(出張費含む)点検作業費を含む
- (2) 保守点検業務に係る修理作業費用及び交換部品費等を有償とする。
- (3) オプション部品、フラットパネルディテクタ(正面/側面)、X線管球を有償とする。
- (4) 造影剤注入装置等の他社製周辺機器は業務委託対象外とする。

5 本件業務の対応時間

- (1) 乙による本件業務の受付時期は、指定平日の0時から24時までの範囲とする。
- (2) コール受付 365日 24時間（コールセンター対応）

6 免責について

乙の責に帰すことの出来ない次の事由について、乙は本契約に関する責任を免れるものとする。

- (1) 火災、地震、落雷、風水害、塩害、ガス害、その他天災地変や異常電圧によって発生した故障、損傷
- (2) 契約対象外の装置の影響による故障、損傷
- (3) 乙の認定する者以外による故障、損傷
- (4) 操作上の誤り、又は設置条件の不適による故障、損傷
- (5) 甲の依頼による機器の改造、又は移設費用
- (6) ソフトウェアに関する事項
- (7) メーカーの認定する者以外による定期点検、修理によって生じた故障、損傷

7 その他

- (1) 次に掲げる事項は本契約の対象外とする。ただし、甲が以下の保守点検及び修理を乙に依頼した場合、乙所定特別料金で行われることがある。
 - ・附属他社製品の保守、代替機器の貸出し
- (2) 損害賠償は保守契約金額を上限とする。
- (3) フィリップスは、年に一度、インフレーションに合わせて契約金額を調整しうる。フィリップスが別途合意する場合を除き、総務省が発表する消費者物価指数の数値を当該調整に使用する。また、フィリップスは、契約金額に影響を及ぼす原価要素の変動を補填するために、カスタマーに対し 60日前に契約金額の引き上げ理由を合理的に説明した書面による事前通知をもって、年に一度、契約金額

を引き上げうる。なお、契約金額は、適用契約の効力発生日における物価水準に基づき決められたことをカスタマーは理解したものとする。本条に基づく契約金額の変更は、フィリップス及びカスタマーは書面による合意に基づいて行うものとする。

血管撮影装置の保守について

1 契約の目的

この契約は、高知医療センターに設置している血管撮影装置の保守業務を実施することにより、装置の正常な稼働状態を保つために行うものである。

2 対象機器

- ・アンギオ装置『Azurion 7 B20/15』 アンギオ室14番

3 保守業務の内容

(1) 定期点検業務（2回/年）

- ① 上記保守契約対象機器に対し点検を、乙の定める保守点検報告書に基づき、年2回実施すること。
- ② 定期点検の予定時期は次のとおりとし、実施日については甲乙協議のうえ決定するものとする。

	1回目	2回目
点検時期	令和6年9月	令和7年3月

ただし、上記時期は予定であり、甲乙の協議により変更できるものとする。

- (2) リモート:含む (テクニカルリモートサービス)
- (3) 点検作業のみ

4 費用負担

- (1) 定期点検作業費(出張費含む)点検作業費を含む
- (2) 保守点検業務に係る修理作業費用及び交換部品費等を有償とする。
- (3) オプション部品、フラットパネルディテクタ(正面/側面)、X線管球を有償とする。
- (4) 造影剤注入装置等の他社製周辺機器は業務委託対象外とする。

5 本件業務の対応時間

- (1) 乙による本件業務の受付時期は、指定平日の0時から24時の範囲とする。
- (2) コール受付 365日 24時間 (コールセンター対応)

6 免責について

乙の責に帰すことの出来ない次の事由について、乙は本契約に関する責任を免れるものとする。

- (1) 火災、地震、落雷、風水害、塩害、ガス害、その他天災地変や異常電圧によって発生した故障、損傷
- (2) 契約対象外の装置の影響による故障、損傷
- (3) 乙の認定する者以外による故障、損傷
- (4) 操作上の誤り、又は設置条件の不適による故障、損傷
- (5) 甲の依頼による機器の改造、又は移設費用
- (6) ソフトウェアに関する事項
- (7) メーカーの認定する者以外による定期点検、修理によって生じた故障、損傷

7 その他

- (1) 次に掲げる事項は本契約の対象外とする。ただし、甲が以下の保守点検及び修理を乙に依頼した場合、乙所定特別料金で行われることがある。
 - ・附属他社製品の保守、代替機器の貸出し
- (2) 損害賠償は保守契約金額を上限とする。
- (3) フィリップスは、年に一度、インフレーションに合わせて契約金額を調整しうる。フィリップスが別途合意する場合を除き、総務省が発表する消費者物価指数の数値を当該調整に使用する。また、フィリップスは、契約金額に影響を及ぼす原価要素の変動を補填するために、カスタマーに対し 60日前に契約金額の引き上げ理由を合理的に説明した書面による事前通知をもって、年に一度、契約金額

を引き上げうる。なお、契約金額は、適用契約の効力発生日における物価水準に基づき決められたことをカスタマーは理解したものとする。本条に基づく契約金額の変更は、フィリップス及びカスタマーは書面による合意に基づいて行うものとする。